

王子動物園における自動販売機による飲料等販売業務委託事業者選定 入札実施要領

1 目的

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下、「協会」という。）が、王子動物園において神戸市から設置許可を受けた自動販売機による飲料等販売業務の委託事業者（以下「事業者」という。）を入札により選定するため、必要な手続等について定める。

2 募集概要

（１）業務内容

別紙 1「王子動物園における自動販売機による飲料等販売業務の仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（２）設置場所、設置台数

神戸市灘区王子町 3 丁目 1 王子動物園内

33 台

詳細は、別紙 3「王子動物園自販機位置図」参照。

（３）設置期間

令和 5 年 5 月 31 日（水）から令和 6 年 5 月 30 日（木）までとする。

設置期間は、契約者甲乙双方に異議がないときは、さらに 1 年間更新できるものとする。ただし、王子動物園再整備事業の進捗に伴い、1 年未満の更新期間とし、契約を終了することがある。いずれの場合においても、その期限は最長で令和 10 年 5 月 24 日（水）とする。

なお、王子動物園再整備事業の期間中は、一部エリアが工事のため閉鎖されることはあっても、動物園が工事を理由として閉園することはない。

3 入札参加者の資格要件

次の（１）～（５）の要件をすべて満たしていること。

（１）法人格を有すること。

（２）次の①～②のいずれにも該当しない者であること。

① 当該事業に係る契約を締結する能力を有しない。

② 国税又は神戸市税の滞納がある。

（３）次の①～⑥のいずれにも該当しない者（いずれかに該当する者であって、その事実があった後 3 年間経過した者を含む。）であること。

① 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

② 落札者が契約を締結すること、又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。

③ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。

④ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由なく契約を締結しなかったとき。

⑥ ①～⑤の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、

その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（抜粋掲載、参考資料）第5条に該当する者）に該当しないこと。

（5）神戸市又は協会の管理する公園において、自動販売機を設置している実績があること。

4 入札から事業者決定までの手続きについて

（1）入札実施要領の配布

入札参加希望者は、入札実施要領を協会本部総務課（神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園管理センター2階）にて入手又は協会のホームページからダウンロードすること。

配布期間は、**令和5年2月22日（水曜）より令和5年3月20日（月曜）**、
協会で入手する場合の受付は、上記期間の土日祝日を除く、**9時～17時**とする。

（2）入札参加申込

入札参加希望者は、下記の提出書類に必要事項を記入、押印のうえ、

令和5年3月20日（月曜）17時（必着）までに協会本部総務課あて持参又は**特定記録郵便**により提出すること。

持参の場合の受付は、**土日祝日を除く9時～17時**とする。

提出書類 各1通	① 入札参加申込書兼誓約書（様式1） （落札後の契約権限のある名義で申し込むこと。印鑑証明書のとおりに記載し、実印を押印すること。） ② 印鑑証明書 ③ 登記事項証明書[履歴事項全部証明書] ④ 国税及び神戸市税の滞納がないことの証明書 国税は、納税証明書その3の3 神戸市税は、滞納がないことの証明書（新長田合同庁舎で発行） （②～④は 令和4年12月1日以降 に発行されたものであること。） ⑤ 委任状（様式2） （代理人による入札及び契約手続きを希望する場合のみ提出。入札参加申込書兼誓約書のとおりに記載し、実印を押印すること。） ⑥ 自動販売機の設置実績（様式任意。設置場所、設置期間について）
-----------------	--

提出書類に不備や不足があった場合は、入札に参加できない場合があるので、提出前に十分に内容の確認を行うこと。

なお、提出書類は返却しない。

（3）質問について

入札参加希望者は、下記のとおり質問を行うことができる。

- ① 受付期間 **令和5年3月6日（月曜）17時まで**
- ② 質問の方法 ファックス、メールにて質問を受け付ける。
様式3により、078-795-5544 あてに送信または、
soumu@kobe-park.or.jp あてにメール送信し質問すること。
- ③ 回答 **令和5年3月13日（月曜）までに協会HPにて回答（予定）。**

（4）入札及び開札

入札及び開札は下記のとおり行う。

- ① 日時 **令和5年3月27日（月曜）午前10時より**
- ② 場所 **神戸総合運動公園 管理センター2階会議室**

③ 要 領

- ・入札は、入札書（様式4）を当日持参又は郵送することとする。
別紙「郵便による入札について」に詳細を記載しているので確認すること。
- ・入札は、各設置場所の入札書（様式4）の提出により行う。
- ・入札後、ただちに開札を行い、落札者を決定する。
- ・入札は、別紙2の自販機ごとの設置番号単位ではなく、入札番号で行う。
- ・最低入札価格以上で最も高い入札額をもって入札した者を落札者とし、最も高い入札額をもって入札した者が複数あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- ・不調となった場合、再入札は行わない。
ただし、随意契約手続きを行うことがある。
- ・別紙2「自販機売上実績及び入札等制約一覧」の注意事項に注意し入札すること。

④ 入札書

- ・必要事項を記入し、実印（委任する場合は代理人届出印）を押印すること。
- ・入札額は、算用数字ではっきりと記入すること。
- ・金額初めの数字の前に必ず「¥マーク」を記入すること。
- ・記載事項を訂正する場合は、必ず二重線により抹消のうえ、実印（委任する場合は代理人届出印）で訂正印を押印すること。
- ・入札書の提出は一つの入札につき1通のみとする。
- ・所定の要件を満たさない、又はその他記載事項の不明瞭な入札書は無効とする。

5 契約について

（1）契約の締結

落札者は、自動販売機による飲料等販売業務の委託契約を協会と締結する。

（2）契約期間

令和5年5月31日（水）から令和6年5月30日（木）までとする。

ただし、契約者甲乙双方に異議がないときは、契約期間満了の翌日から1年間更新できるものとする。ただし、王子動物園再整備事業の進捗に伴い、1年未満の更新期間とし、契約を終了することがある。いずれの場合においても、その期限は最長で令和10年5月24日（水）とする。

なお、王子動物園再整備事業の期間中は、一部エリアが工事のため閉鎖されることはあっても、動物園が工事を理由として閉園することはない。

（3）提出書類

落札者は、落札者に決定した後10日以内に下記の書類を提出すること（様式任意）。

- ① 配置図・設置工程表
- ② 設置予定機について
- ③ 販売予定品目表
- ④ 連絡体制・運営体制

（4）その他注意事項

- ① 落札者の都合により契約締結にいたらなかった場合は、今後5年間、協会が行う自動販売機による飲料販売業務の委託事業者選定のための入札への参加を認めない。
- ② 契約締結後、事業者の用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当が判明した場合は、ただちに契約を解除する。
- ③ 事業者の事情による契約解除については、協会の定める手続きにより契約を解除する。
- ④ 神戸市の協会に対する自動販売機を設置する許可がなくなったときは、本契約は当然に終了するものとし、協会は損害等の一切の補償を行わない。